

岩見沢市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

情報公開請求に係る電子複写機による写しの作成に要する費用については、従来から情報公開コーナーのお客様用コピー機の料金と同額としていた。

今回、本庁の情報公開コーナーのお客様用コピー機を更新し、令和2年5月1日から新料金を採用することに併せて、写しの作成に要する費用の改定を行う。

第2 改正の内容

- (1) モノクロ印刷における「写し1枚につき20円」を「写し1枚につき10円」に変更する。
- (2) モノクロ印刷では写しが不鮮明になる等の特段の理由があるときには、請求者から事前に承諾を得た上でカラー印刷を行うことができることとし、その場合は「写し1枚につき50円」とする。

第3 施行期日

令和2年5月1日

岩見沢市規則第25号

岩見沢市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月23日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市情報公開条例施行規則（平成14年規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「20円」を「10円」に改める。

別表注2の次に次のように加える。

注3 電子複写機による写しの作成は、原則としてモノクロ印刷で行うが、モノクロ印刷では写しが不鮮明になる等の特段の理由があるときは、請求者から事前に承諾を得た上で、カラー印刷で行うことができる。この場合において、写しの作成に要する費用の額は、写し1枚につき50円とし、その他の取扱いについては、モノクロ印刷に準ずるものとする。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。